

~~あつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。~~

~~イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から9までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数~~

~~ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から9までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数~~

## 第2 医療型障害児入所施設

### 1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

352単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

175単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

914単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 420単位

(二) 61日目以降90日目まで 384単位

(三) 91日目以降180日目まで 352単位

(四) 181日目以降 319単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 206単位

(二) 61日目以降90日目まで 190単位

(三) 91日目以降180日目まで 175単位

(四) 181日目以降 160単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 1,101単位

(二) 61日目以降90日目まで 1,003単位

(三) 91日目以降180日目まで 914単位

(四) 181日目以降 825単位

~~あつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。~~

~~イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から9までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数~~

~~ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から9までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数~~

## 第2 医療型障害児入所施設

### 1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

351単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

174単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

913単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 419単位

(二) 61日目以降90日目まで 383単位

(三) 91日目以降180日目まで 351単位

(四) 181日目以降 318単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 205単位

(二) 61日目以降90日目まで 189単位

(三) 91日目以降180日目まで 174単位

(四) 181日目以降 159単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 1,100単位

(二) 61日目以降90日目まで 1,002単位

(三) 91日目以降180日目まで 913単位

(四) 181日目以降 824単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合  
127単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合  
890単位

ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
- （一） 60日目まで 153単位
- （二） 61日目以降90日目まで 139単位
- （三） 91日目以降180日目まで 127単位
- （四） 181日目以降 115単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
- （一） 60日目まで 1,077単位
- （二） 61日目以降90日目まで 979単位
- （三） 91日目以降180日目まで 890単位
- （四） 181日目以降 801単位

注1～2 （略）

3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイからハまでのいずれかに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物にお

ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合  
126単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合  
889単位

ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
- （一） 60日目まで 152単位
- （二） 61日目以降90日目まで 138単位
- （三） 91日目以降180日目まで 126単位
- （四） 181日目以降 114単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
- （一） 60日目まで 1,076単位
- （二） 61日目以降90日目まで 978単位
- （三） 91日目以降180日目まで 889単位
- （四） 181日目以降 800単位

注1～2 （略）

3 やむを得ず指定入所基準第41条第1項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイからハまでのいずれかに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物にお

いて行う場合に限る。)に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ～ハ (略)

4の2 (略)

5 注4のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上(主として肢体不自由児に対し指定施設入所支援を行う場合にあっては、2以上)の障害を有するもの(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

5の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。

6 (略)

いて行う場合に限る。)に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

4の2 (略)

5 注4イからハまでに該当する障害児であって、重複障害児である障害児(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

(新設)

6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

8 (略)

9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

## 2 自活訓練加算（1日につき）

イ・ロ (略)

注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

8 (略)

(新設)

## 2 自活訓練加算（1日につき）

イ・ロ (略)

注1 6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児（自閉症児に限る。以下この2において同じ。）に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の障害児について、同一の指定医療型障害児入所施設に入所中1回を限度として加算する。

3～4 (略)

5 小規模グループケア加算 240単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

3 同一の障害児について、同一の給付決定期間中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあつては、2回）を限度として加算する。

3～4 (略)

5 小規模グループケア加算 240単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

<p>(削る)</p>	<p>ニ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</u> <u>ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>ホ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)</u> <u>ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>7 <u>福祉・介護職員処遇改善特別加算</u></p>
<p>7 <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u>  注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p>	<p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあつては、1から5までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。</u></p>
<p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の<u>1000分の43</u>に相当する単位数</p>	<p>8 <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u></p>
<p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の<u>1000分の39</u>に相当する単位数</p>	<p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</u></p>
<p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の<u>1000分の30</u>に相当する単位数</p>	<p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の<u>1000分の30</u>に相当する単位数</p>
<p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の<u>1000分の27</u>に相当する単位数</p>	<p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の<u>1000分の27</u>に相当する単位数</p>